

告示

埼玉県病院事業告示第一号

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を次のように改正し、平成二十九年二月一日から施行する。

平成二十九年一月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

表診療及び検査の項第五号の項中

厚生労働大臣が定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働大臣告示第二百二十九号）第三第五十一号に掲げる内視鏡下手術用ロボットを用いた腹腔鏡下胃切除術の料金	一回につき 一、〇九三、〇〇〇円
---	------------------

を

内視鏡下手術用ロボットを用いた腹腔鏡下胃切除術の料金 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働大臣告示第二百二十九号）第三十八号に掲げる術前のS I 1内服投与、シスプラチン 静脈内投与及びトラスツズマ ブ静脈内投与の併用療法の料 金	一回につき 一、八一五、四八〇円 一回につき 二六、八三〇円
---	-----------------------------------

に改める。